

奥多摩町地域応援券 加盟店募集

奥多摩町では、新型コロナウイルス感染症対策（COVID-19）拡大により、落ち込みを見せている町内の経済活性化を図るため、町民に対して地域応援券が発行されます。そこで、奥多摩町内で地域応援券を利用できる加盟店を募集いたします。

加盟店に登録を希望する事業所様は裏面の加盟店登録申込書に必要事項をご記入の上、ご登録をお願いいたします。

有効期限：2020年11月1日(日)～2021年2月28日(日)

※有効期限を過ぎた商品券は無効となり利用できません。

商品券名：奥多摩町地域応援券

発行額面：1枚500円（1冊30枚綴り ※共通券20枚、飲食券10枚）

共通券→全取扱店で利用可能 飲食券→飲食店のみで利用可能

発行額：約 **7,500万円**

◆ 取扱加盟店登録資格 ◆

- ・奥多摩町内にて店舗を有し事業を営んでいる事業所。
- ・奥多摩町暴力団排除条例（平成24年奥多摩町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団関係者と認められる者で無い事業所。

なお、青梅商工会議所は上記取扱加盟店登録資格に適するか否かの判断をする権利を有します。



町内で10,000円分のお買物と5,000円分の飲食ができる。

（15,000円分を飲食で利用することも可能です）

裏面の取扱加盟店申込書に必要事項をご記入の上、
加盟店の登録をお願いします。

◆ 加盟店申込締切日：2020年10月16日（金）

※締切日以降にも加盟店への登録申込を受付いたしますが、加盟店一覧等に事業所情報が掲載されない場合がありますので、予めご了承ください。

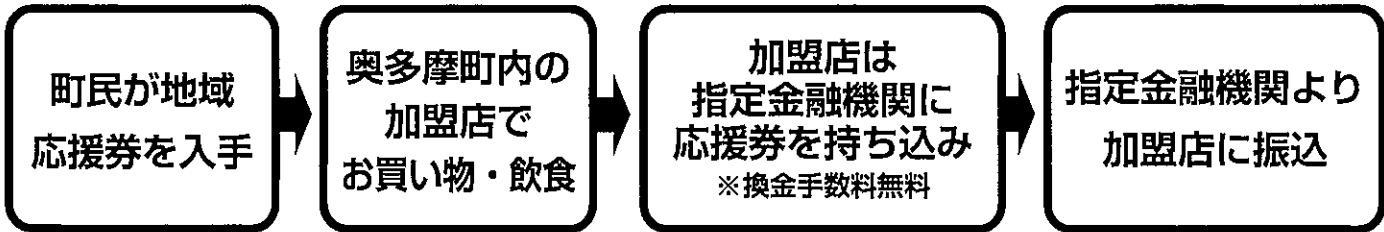


FAX. 0428-23-1122

奥多摩町地域応援券

取扱加盟店登録申込書

◎ 応援券換金までの流れ



※ 締切日=10月16日(金) 締切日以降にお申込みの場合、加盟店一覧表に事業所名等が掲載されない場合がありますのでご了承ください。

※ 複数の店舗等を有する事業所様につきましては、店舗ごとに登録が必要です。

◆ 取扱加盟店登録資格 ◆

- ・奥多摩町内にて店舗を有し事業を営んでいる事業所。
- ・奥多摩町暴力団排除条例(平成24年奥多摩町条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団関係者と認められる者で無い事業所。

なお、青梅商工会議所は上記取扱加盟店登録資格に適するか否かの判断をする権利を有します。

※ 上記の取扱加盟店登録資格を了承したうえでお申込みください。

※ 下記内容で加盟店一覧を作成いたします。

年 月 日

事業所住所	〒198- 奥多摩町	
電話番号	0428 - -	(どちらかに○をしてください) 飲食店・飲食店以外 飲食店の定義 ・店内で飲食できる店舗 ・自家製造している テイクアウトの品(お弁当等)を 販売している店舗
ホームページ		
事業所名		
主な取扱品目 (加盟店一覧に掲載します)	(10文字以内) ----- (記入例) 洋菓子、蕎麦、理容業、家電販売・工事、介護サービス、自動車販売整備、など	

※ 本事業は奥多摩町より青梅商工会議所が委託を受けている事業です。

問合せ先

青梅市上町373-1
青梅商工会議所 地域振興課 TEL. 0428-23-0111
平日 8:30~17:00 (土曜・日曜・祝日は除く)